

一般質問（要旨）

2003年9月議会

2003/9/25

私は日本共産党を代表いたしまして、一般質問をおこないます。

まず、財政問題です。知事は先日「財政改革プログラム」改訂にむけての基本的な考え方を示されました。そもそも、本県財政がこのように破綻し、一昨年に「財政改革プログラム」を策定せざるを得ないようになったのは、県自身が財政分析しているように、県債、つまり借金に頼りながら、投資的経費に予算を費やしてきたことにあります。原因が明らかであるのなら、そこにこそメスをいれなければ、財政危機の根本的解決は図られないというのは誰が考えても明らかであります。そもそも知事は本県の財政破綻の原因について県自身が分析したこの結果について認識しているのか、財政危機の原因をどう考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、「財政改革プログラム」策定にあたって、その視点として「聖域を設けない徹底した財政構造の改革」をあげています。

この「聖域を設けない」という点では、今、財政改革プログラム改定と平行して「21世紀新かごしま総合計画」第2期実施計画策定がおこなわれておりますが、県総合開発審議会計画部会において、「総合計画」のプロジェクトの見直しを含めて論議がされています。であるとすれば、当然、「総合計画」のプロジェクトのひとつである人工島建設についても、見直しの対象となるのではないかと考えますが、知事の答弁を求めます。

知事は常々人工島の必要性について「県勢の浮揚発展にとって必要不可欠」という表現をされておりますが、改めてお尋ねします。人工島が生み出す「県勢の浮揚発展」の具体的内容はなんでしょう。

知事は過去の答弁で「この整備によりまして、人・物・情報が活発に行き交う海の玄関口が形成され、その効果は地域産業の活性化ひいては県民のくらしの向上につながる」と答えておられますが、では知事がいわれる「効果」とは何年ころから、具体的にどういうものでいくらいあると考えておられるのか。また、その効果を生み出すためには、当然上物が必要で、それにかかわる経費についても、当然検討されるべきであります。いくらとみているのかお答えください。

次に、談合問題についてお尋ねします。先日、全国市民オンブズマン連絡会議による全国の自治体の公共事業の落札ランキングが発表されました。これによると本県はコスト削減が最下位、談合疑惑度は2位となっております。この調査結果についてどのような見解をお持ちか知事にお尋ねします。

また、入札にあたっては、内訳書、見積書を受領し、その積算が適正におこなわれているか精査すべきですが、その扱いはどうなっているのかお尋ねいたします。

落札率ランキング第1の宮城県は、2002年度から1000万円以上の公共事業では指名競争入札を廃止し原則的に一般競争入札を導入しています。また、2001年度の本県の外部監査の結果報告でも、「談合の発生しにくい入札制度の確立」として「一般競争入札を入札制度の基本とすべきである」としています。県として、談合防止のために一般競争入札を拡大すべきだと思いますがどうお考えでしょうか。

また、本県では、談合情報処理要領を2001年に制定しておりますが、その中で、談合の事実の判断のために業者の事情聴取をおこなうことになっております。

談合疑惑の当事者たちに事情を聞いて正直に談合を認めることがあるでしょうか。実際に、この要領に基づいて業者の事情聴取が2001年度に25件、2002年度は5件、今年度は3件行われております。業者を入れかえての入札のやり直しが1件はありましたが。談合の事実が確認されたのは1件もありませんでした。

長野県では今年度4月から会計局に検査室をおき、入札の結果談合情報どおりの業者が落札した際、この検査室で審査することになっております。その際、業者へのヒアリングはおこなわないことにしています。長野県の担当者は、「業者に聞いても談合しましたというものはありませんから。」と笑って話していました。当然のことだと思います。本県の談合情報処理要領は、この事情聴取にいたる前の情報の確認においても、情報提供者の氏名や連絡先をはじめ、9項目の細かい情報確認項目があり、長野県の情報どおりの落札業者になった時点で、談合の疑いをもち検査するやりかたとは、談合防止に対する姿勢に雲泥の差があります。県は、この要領についての見直しについて具体的にどのように検討しているかお示してください。

続いて、市町村合併問題についてであります。現在、期限をきっての合併推進が強引におこなわれております。県は、市町村合併についてその必要性・背景を4点のべておりますが、それぞれについての見解をお尋ねします。

質問の第1は、「市町村の広域的対応等の必要性」についてであります。市町村では、現在広域事務組合が機能しており、どうしても合併しなければならない事業とはどのようなものが考えられるのかお示してください。

質問の第2は、「地方分権の推進」についてであります。そのための必要性として「これからは、政策を立案し、それを議会・住民にわかりやすく提示しつつ理解を求めることができる能力」の充実をあげていますが、この考え方は、トップダウンの考え方ではないのですか。行政は、住民の意見を聞き、それを政策化していくのが本来の姿であり、そのためには住民の顔が見える立場にあってこそ本来の行政の役割をはたしていくのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問の第3は、「少子・高齢化」についてであります。高齢化が進むために、合併して地域の行財政基盤の強化を図るといっておりますが、それは対処療法的であって、根本的な解決にはならないと考えますが、いかがですか。

質問の第4は、「国・地方を通じた厳しい財政状況への対応」についてであります。厳しい財政状況へ対応するために合併が必要とっておりますが、厳しい財政状況を招いた原因は市町村の規模が小さいことにあるのと考えているのですか。以上合併問題について4点お答えください。

次に、県道鹿児島吉田線、早馬から吉田インター間の渋滞解消策についてお尋ねします。鹿児島吉田線は、吉田インターを降りた鹿児島の玄関口と位置づけられる県道であります。片側1車線で、特に吉野中学校前は渋滞状態が恒常的であります。その解決のためには、早馬から吉田インターまでの道路拡幅が必要です。

そこでお尋ねいたします。片側1車線のために右折車両が渋滞を引き起こす養護学校前の交差点の改良について、その進捗状況をお示してください。また、その先の帯迫交差点は、右折車両同士が交差しなければならないという変則的な形状のため、渋滞を招いたり、事故の可能性もある危険な交差点となっています。この交差点について改良計画はどのようなものか明らかにしてください。

この区間の渋滞の根本的解決のためには全面的な道路の拡幅にあります。この区間は、歩道として片側だけガードレールが設置されておりますが、狭くて車椅子が通れない、反対側は、路側帯があるだけで歩くのは危険。また、歩道部分が狭いため、待機場所がないという理由で、この区間の一部600メートルが横断歩道が設置されず、歩行者にとっても大変危険な状況になっています。一日も早い拡幅と整備が求められます。県は、この区間について、鹿児島市の区画整理事業の進展を待っておられるようですが、今おこなわれている吉野地域の区画整理事業は、この吉野中学校以北であり、この第1期の工事が96年から始まり、昨年見直しがおこなわれ2011年まで工事期間が延びています。それでも少しずつこの区間については道路拡幅の見通しがでてきました。しかし、吉野中より南の県道におきましては、区画整理事業といっても、現在鹿児島市においては施工区域の設定を調整中で、もちろん住民への説明もまだおこなわれておりません。たとえ住民の合意や環境アセスが順調にすすみ、第1期に引き続いて工事がおこなわれたとしても、まだこの先20年以上も今の危険な状態が続くこととなります。区画整理事業計画が明らかでない以上、買収方式でも、一日も早く拡幅・整備すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

次の質問です。捜査のあり方についてお尋ねします。

志布志町における公職選挙法違反の捜査についてであります。昨日の社民無所属連合の代表質問でも紹介されておりましたが、取調べにおいて、人権無視と思われる事項が多々見られます。私も事情聴取された本人や、逮捕され未だ拘留されている人の家族などからお話をうかがいましたが、金を配ったといわれている四浦という集落について、取調べの中で、誰もが「四浦へ行ったといえればいい」とか「お前が認めたら四浦のみんなが助かる」と、朝の7時、8時ころから夜の8時、9時ころまで、同じことを繰り返し聞かれたというものでした。15名の逮捕者のうち、拘置されたままの人が9名いますが、そのうちの74歳の婦人は「今まで生きてきて、こんな汚名をきせられて墓の中に入りたくない」といって、5月13日の逮捕から130日以上たった現在も拘置所の中で無実を主張しています。四浦の住民は、この事件で、牛の世話ができなくなって手放したり、米が作れなかったり、仕事をやめざるをえなくなったりして、収入の道がたたれた人もいます。また、

逮捕されたり、事情聴取された人の中で、体調をくずしたり、精神的に異常になったりした人もおり、4人が救急車で運ばれています。住民のなかには「警察は住民を守ってくれると思っていたのに違った」「もうこれから選挙には行きたくない」という声も聞かれています。

また、わが党へ8月になって、捜査にかかわっていた者でなければ知りえないと思われる情報など内部告発と思われる情報がよせられました。それによると、「証拠もなく供述のみに基づく特高ばりの捜査がおこなわれている。うその供述を引き出して次々に逮捕しているが何もでてこない。捜査員の95～6%が冤罪だと思っている。責任にある立場のものが、これは人物も特定したうえで、『振り上げた手はおろせない。前にすすむしかない。』『上層部が右といたら右という捜査をしなければならぬ』と言っている」という驚くべき内容でした。

私は、金を配ったといわれる四浦という集落へも行ってみましたが、市街地から30分も離れた山の奥にひっそりとたたずむ5～6件の集落で、もちろんあってはならないことですが、どう考えても1万を超える票が必要な選挙で100万円以上もかけて10票足らずの票を買うとは考えられないところでした。

そこでお尋ねします。質問の第1、捜査は全体でのべ何日、何人の捜査員でおこなわれたのか。それに費やした費用はいくらか。

第2に、警察本部長は昨日の答弁で、取調べの状況は把握されていると言われましたが、私が事情聴取された本人や拘留中の本人の家族から聞いた話として例にあげたような自白を強要する強引な取調べはなかったのか。

第3に、自白をしたといわれる3名も第公判で否認し、起訴された15名全員が容疑を否認しているが、このことをどう考えるか。

第4に、先ほど紹介した内部告発にあるように、警察の面目を保つため、何が何でも犯罪を見つけたすといった強引な捜査姿勢はなかったのか。

もう一点、わが党へ十島村が発注、建造した「フェリー十島」の入札情報の漏洩問題について告発がありました。これは「フェリー十島」の入札情報について予定価格を村役場職員がある人物に情報提供し、その人物が業者に情報を与え、その業者が落札し、その見返りに現金1000万円が渡ったというものであります。「フェリー十島」建造は総額19億を超える事業で国と県もそれぞれ10%ずつを補助、県は1億7000万円を補助しています。この問題については、実際に現金を受け取った当事者が県警に現金が振り込まれた通帳の写しまで証拠として提出し、告発しているにもかかわらず、その告発の昨年10月にいったん事情聴取がおこなわれたものの、その後、一向に捜査がおこなわれない。事情を聞いた私が8月19日に県警にこの問題で問い合わせたところ、その後にはわかにこの告発者のところに県警から接触が始まりました。

先ほどの公選法違反の捜査では、証拠もないままに大掛かりな捜査がおこなわれる、反対にこの案件では当事者が証拠まで示して告発しているのに真剣に捜査しようとならない。そこでお尋ねします。捜査するか、捜査しないか、その判断の基準はどのようなになっているのか基本的な考え方を

示してください。以上、一回目の質問とします。

自席から、知事にお尋ねします。今、答弁にありました71億円という数字は97年の「鹿児島港人工島地域活性化促進計画策定調査」で取りまとめたものがベースになっている数字です。現在とは、経済状況も違い、また人工島計画そのものが事業名から面積、土地利用計画など大幅にかわってきています。

この数字をこのまま今回も使われるということは、この県財政の危機的な状況の中で、本当にこの人工島が本県にとって必要不可欠であるかの検証がなされていないということだと思いますが、どうでしょうか。

土木部長に自席から再質問いたします。内訳書について、発注元によっては、内訳書を受け取る場合と、その場でチェックしてすぐ返す場合があると聞いておりますが、そのとおりか。答弁のように、書面でもって内訳書の数字が設計と20%違っている場合、呼びして指導されるが、入札参加者すべてが呼び出された場合でも、入札は行われると聞いているがそのとおりか。

それぞれご答弁いただきました。

財政の建て直しについては、いかに無駄を削っていくかにありますが、その判断の基準は、知事がいつも言っておられる「県民こそ主人公」という立場であります。県民にとって何が必要で、何がムダであるかの見極めが大切であります。

そういう観点で考えたとき、まず、削るべきは、先の見通しもない人工島建設であります。知事が先ほどの答弁で言われた観光船の経済効果も、観光船による効果の4億7000万円という試算も、沖縄本島に寄港した定期クルーズ船での観光消費の調査結果を鹿児島に当てはめて試算したものであり、地理的条件、風土、経済的な要素などかなり違うなかでの試算です。埋め立てだけで計画どおりに行ったとしてもあと6年、経済効果を生み出す、上物の建設はそれからで、その費用については検討もされていない。この破綻した県財政のもとで、どうしてここまで人工島に固執しなければならないのでしょうか。知事は人工島の建設が終わり、上物が建設され、たしかに「県勢の浮揚発展」を見届けるまで、知事として責任を取られるつもりでしょうか。

県民に新税を押し付け、県職員の人件費を削る前に、人工島建設こそ「聖域なき改革」として中止すべきであります。

談合については、本気で談合防止に取り組む気があるのか疑問を持たざるを得ません。

ここに1枚の入札結果表があります。これは2000年9月、県が予定価格を公表するようにして以降おこなわれた特定道路整備工事の入札結果であります。2001年3月28日の入札でズ。これによると、10社が入札に参加していますが、1回目で、すべての業者が予定価格を上回る金額を入札しており、その結果、再入札がおこなわれました。その結果も落札した1社を除いてほか

は全部予定価格より高い金額を入札しています。本当に仕事がほしくて競争する気があるのなら、予定価格よりも高い金額を入札するのでしょうか。これこそ談合そのものであるとしか説明が付きません。

このような結果を見て、県は何も思われなかったのでしょうか。談合情報があろうがなかろうが、入札の結果を見て疑いがある場合は厳重に調査する、本当に談合を防止する気があるのならこの姿勢を貫くべきです。同様に内訳書の扱いも、談合情報の有無にかかわらず、精査した上で、不備があれば、国の発注と同じく、ペナルティを課す、等の処置が必要です。

談合をなくすことで、落札価格の高止まりを防止し、ひいては県財政の節約にも大きく影響を与えます。入札制度を改善し、談合情報処理要領も、現実的なものに改善し、適正な入札がおこなわれるよう強く要望いたします。

市町村合併問題では、合併の必要性についての答弁がされましたが、現在の厳しい財政状況の原因は長期の経済危機と無謀な公共事業のための借金であります。自治体規模が小さいから財政危機になったわけではありません。であれば、市町村合併をしても財政危機は解決できません。今、国によって進められている「地方財政構造改革」は、地方をリストラすることによって国の財政再建を行う方向を重視しており、これは地域の再生どころか、地域の崩壊を促進するものであります。

今、県としてなすべきことは、市町村合併推進ではなくて、それぞれの地域産業を活性化し、小さくても輝く自治体を応援することではないでしょうか。

公選法違反で勾留中のみなさんの即刻釈放を強く要望します。

次の質問にうつります。少子化対策としての乳幼児医療費助成制度についてであります。少子化の問題は大きな社会問題であり、その解決のためには、もっと安心して子どもを産み、育てられるような子育て支援を強めるべきであります。そこでお尋ねします。

質問の第1は、自己負担金について、全国で自己負担が「なし」、つまり全額助成となっているところは何県あるのか。

第2に、自己負担金の本県の3000円以上となっている県は、ほかに何県あり、その額はいくらか。

第3に、以上の本県の状況について、どのように認識しているか。

第4に、本県は一旦窓口で金額を払った後、手続きをして、3000円をこえた分が戻ってくるという償還払いとなっていますが、本県の市長会からの要望として、「現物給付」を県の制度として求めています。九州各県でも4県が現物給付となっています。本県では現物給付についてどう検討しているのか。

第5に、乳幼児医療費助成制度について、少子化対策として国で制度創設をすべきだと考えるがいかがか。以上お答えください。

次に不登校児童生徒への支援についてお尋ねいたします。

現在、学校教育における不登校の児童生徒の問題は大きな課題となっています。本県でも、いじめ等の数は減ってきているが不登校の児童生徒数は増加していることについて、昨日までの代表質問でも明らかにされ、県としての対策について縷々お聞きしました。確かに「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」を中学校や高校に配置しています。しかし、不登校の児童生徒は、その原因も本人や家族の状況もそれぞれに違っており、個々に検討し、対処していかなければ本当に有効な支援というのは難しいことです。学校によっては、役割を果たしているところもありますが、学校との連携がとりにくいところでは、カウンセラーが学校の相談室で待っていても相談者がひとりも現れないところもあります。先日の答弁にあったように校内での支援チームを確立するよう指導しているということでしたが、生徒にとって一番身近な担任の先生は、授業もあり、ほかの生徒もいるわけで、不登校の生徒だけに時間を十分に割くということは現実不可能です。生活指導の先生も不登校の生徒への支援に心を砕いていらっしゃると思いますが、もちろん授業やほかの生徒指導の仕事もあるわけです。実際に不登校の生徒がいる学校では、十分な支援のためには、家庭や地域と連絡を取りあったり、本人とゆっくり向き合ったりできる専任の職員の配置がどうしても必要ではないでしょうか。

そこでおたずねいたします。まず第1に不登校の児童生徒の増加についてどのように考えているか。第2に、「心の教室相談員」の配置の希望があった中学校で、実際に配置できなかった中学校は何校あったか。第3に、小学校の不登校児童は、年々増える傾向にあり、実際に不登校の生徒にかかわっているカウンセラーや相談員も、「中学校になって突然学校に行けなくなったわけではなく、その芽は小学校時代からあった」と話す方がたくさんおられます。スクールカウンセラーや「心の教室相談員」を小学校にも配置すべきであると考えているが、いかがか。

次に学校にかわる場として不登校の子どもたちの居場所となっている、フリースクールなどの民間の施設についてお尋ねいたします。

学校教育は義務でなくて権利であり、子どもの学習権は当然の権利として保障すべきであります。しかしながら、様々な原因によってこの権利が行使されないのが不登校であります。その公教育に代わる場として、フリースクールが存在していますが、その運営は大変厳しく、たとえば鹿児島市内のあるフリースクールでは、家賃が10万円、駐車場に1万円、水光熱・通信費に5万円、ほかに行事にかかわる費用、学習指導にかかわる費用など、すべてが保護者の負担にならざるを得ず、指導員はまさしくボランティアとなっています。施設の備品等も、保護者の善意で、廃物を利用したり、行事等でも民間の会社の好意でグラウンドをかりたり、陶芸のために、福祉施設の協力をもらったりと、まさしく、公教育の一部を個人が支えているという現状です。

そこでお尋ねします。県は、このような民間のフリースクールなどの存在をどのように把握、認識しているのか、このような施設に対して、一定のガイドラインなどを作成した上で、助成金や施

設を無料で提供するとか、学校、公民館、スポーツ施設など、公的な施設の利用についての助成をおこなうなど検討できないかお尋ねします。

最後に男女共同参画社会推進についての質問です。本県は、男女共同参画社会推進条例を制定し、それに基づき「ハーモニープラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のために積極的に取り組んでおられます。

ところが、9月6日に鹿児島県、県教育委員会、ほか県下17の教育委員会などの後援で「心の教育」講演会が開かれました。主催は教育研究会未来で、講師はこの会の責任者であります北村弥枝（みつえ）氏でありました。私は、実際にこの講演を聞きにまいりました。その内容を紹介しますと、「妻は主人が喜ぶような愛し方、接し方をしていこう」「主人が白いものを黒と言ったとしてもそれを自分がカバーして世間には主人には黒に見えるのですと説明しよう」「働く女性はまず家が大事、主人が大事」「男を立てる女はかしこい。そういう女性は幸せな人生を過ごせる」という話が永遠と2時間半続くのでした。もちろん、夫婦のあり方、生き方はそれぞれの家庭でちがうでしょう。しかし、本県は男女共同参画社会推進条例の第3条基本理念で「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たす」ことを求めています。この「心の教育」講演会はまさしくこの理念と相反するものであり、どうして県と県教育委員会がこれを後援したのか疑問をもたざるをえません。この講演会の中で、講師の北村氏は、この講演が全国で批判をあげ、講演の許可がおりなかったり、反対の集会が開かれたりするなかで、このような講演活動を中止することを表明しておりました。そして「この日本を救えるのは鹿児島だ」と鹿児島県が後押ししたことを評価しておりました。このような時代錯誤と思える講演会に、本県と県教委が後押ししたことが残念でなりません。なぜ、このような男女共同参画に反する内容の講演会について県と県教育委員会が後援されたのか、納得のいくご説明をお願いいたします。

それぞれご答弁いただきました。乳幼児医療費助成制度については、本県は6歳未満までが対象であり、確かに対象年齢だけ考えれば、全国の先進をいっているといえるでしょう。しかしながら、自己負担金額をみると3000円という高額になっているのは同じ条件でみると、わずか1県だけになっています。九州各県の乳幼児医療費の助成額を比較すると、2002年度予算の数字で、分母を予算全体として、分子を乳幼児医療費の助成総額とすると、本県は、下から2番目で、実に4県までが本県の2倍以上またそれに近い割合で助成をおこなっていることとなります。つまり、本県は、乳幼児医療費の助成について、対象年齢が高く、先進を行っているといいながら、実際に助成を受けている件数は少なく、それに費やしている予算は九州で下から2番目という実態です。この件数が少ないという原因も、助成を受けたい人が少ないのではなく、3000円という自己負担金の高さやいったん立て替えて手続き後帰ってくる償還払い方式の利用しにくさによるものです。見ためでは、先進的な様相を制度として整えながら、実際には絵にかいた餅のように役に立ちにくいというのが本県の乳幼児医療助成制度の実態ではないでしょうか。

乳幼児を育てている家庭にとって子どもの具合が悪くなったときに、財布の中身を心配せずに病院にかけこめるといえるのは、何よりも心強さです。実際に答弁のように国からのペナルティがあるとしても他県で実現している現物給付について、その制度を研究し、一日も早く窓口での助成が

できますよう強く要望いたします。

不登校の支援については、学校に行けないことは、子ども本人にとってはもちろんであります。その家族にとっても大変つらいことでもあります。ここに不登校の子どもを持った一人のお母さんの手記があります。手記は「腹痛、寒気、昼夜逆転、家庭内暴力、自己嫌悪、引きこもり、学校には行きたいけど行かれない、様々な1年8ヶ月でした。」と始まっています。学校の担任の先生も何度も家庭に通って力をつくされた様子でしたが、それでもこのお子さんは学校にはいけませんでした。こうした中で、あるきっかけで、お母さんは、鹿児島市内にあるフリースクールに行き、同じ不登校の親同士の仲間を見つけました。そしてこのお子さんもこのフリースクールへ行くようになり、一日も休まず通い続け、第1希望の高校にも入学し、高校は皆勤賞だったそうです。お母さんはこのフリースクールについて「やっと安心できる居場所を見つけたようです。」「私もそこに行って長いトンネルをぬけたようでした。」と語っておられました。

もちろん、学校に戻れるのが一番いいのでしょう。しかし、学校に行けず、家にこもっている子どもや親にとっては、学校にかわる居場所がどうしても必要です。その子にあった支援のあり方、居場所が選択できる、その環境を整えることが公教育を預かる行政としての責任ではないでしょうか。

どの子にもゆきとどいた教育を実現し、学ぶ喜びを実感できる、楽しい学校生活を保障するために、その基本として30人学級など少人数学級の実現が求められていることを最後に申し添えまして、私の一般質問を終わらせていただきます。